

公募型指名競争入札参加要領

(海の中道奈多海水淡水化センター使用済み膜有償譲渡)

令和8年9月25日公示の海の中道奈多海水淡水化センター（以下、「海水淡水化センター」という。）における使用済み膜有償譲渡に係る公募型指名競争入札に参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、この要領に従い、公募型指名競争入札参加申請書（以下、「申請書」という。）及び資料を提出してください。

1 使用済み膜の仕様等

「使用済み 〔高圧RO膜〕 ・ 〔低圧RO膜〕 の概要」のとおり。

2 申請書及び資料を提出できる者

次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本揭示日から提出期限までの間に、本企業団から福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (3) 使用済み膜の有効利用ができること。
- (4) 海水淡水化センターでの使用済み膜の引き渡しができること。
- (5) 災害等やむを得ない事情により、企業団が行う引き渡し数量の制限又は停止に対応できること。
- (6) 企業団が希望する時期に合わせて引き渡しができ、その費用負担ができること。
- (7) 別紙「暴力団等関与」に該当しないこと。

3 申請書及び資料の提出及び受付

入札参加希望者は、申請書及び資料を郵送により以下のとおり提出すること。

ただし、郵送による提出により難しい場合は、契約担当課である本企業団総務部財務課（以下「財務課」という。）へ持参すること。

(1) 提出方法

① 郵送による提出

ア 提出方法

財務課あてに、「郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付加された通常郵便物など引き受け及び配達記録が残る郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受及び配達記録が残る信書便」を用いて郵送すること。

イ 提出期限

令和8年10月6日（火曜日）16時まで（必着）

ウ 提出先

〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号 財務課（公募型指名競争入札担当）

② 持参による提出

ア 提出期間

令和8年9月28日（月曜日）から 令和8年10月6日（火曜日）まで
10時から16時まで（ただし、最終日は15時まで。）
（12時から13時まで並びに土・日曜日及び休日を除く。）

イ 提出場所

福岡市南区清水四丁目3番1号 財務課（本庁舎2階）

(2) 提出する申請書及び資料

① 申請書は、以下の様式により作成すること。

- ・公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）※申請を希望する膜の種類ごとに作成してください。
- ・使用済み膜提案書（様式第2号）

② 提出する資料は、以下のとおり。（コピー不可）※複数の膜を申請する場合でも1部で結構です。

- ・法人の場合は登記事項証明書、
個人の場合は住民票の写し、
外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書
- ・納税証明書（市町村税にかかる徴収金に滞納がないことの証明で、令和8年9月1日以降発行のもの）

③ 注意事項

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

④ 提出済の申請書及び資料の取扱について

申請書及び資料は指名業者の選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

4 指名通知等

- (1) 提出期限までに申請書及び資料を提出した者のうち公募要件を満たす者に対して、入札指名通知書を郵送する。
- (2) 申請書及び資料を提出したが、本件の入札に指名されなかった者（以下「非指名者」という。）に対しては、指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

5 非指名者による申立て

- (1) 非指名者は、企業長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (2) 非指名理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は次のとおりに行う。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期限

非指名理由を通知した日の翌日から起算して5日を経過する日

イ 受付場所

福岡市南区清水四丁目3番1号 財務課（2階）

- (3) 説明を求めた者に対しては、受付期限の翌日から起算して5日を経過する日までに書面により回答する。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 入札の執行

原則として郵送又は電送による入札は認めない。

入札は膜ごとに実施する。

入札金額は、予定数量×単価の総額（消費税抜き）で記入すること。

契約方法は単価契約のため、予定数量と異なる場合がある。

8 使用済み膜の引き渡し場所

施設名称：海の中道奈多海水淡水化センター

所在地：福岡市東区大字奈多1302番122

電話番号：(092)608-6262

9 その他

申請書又は資料に虚偽の記載をしたと認められる場合、指名停止措置を行うことがある。

10 問合せ先

- ・契約手続に関すること

福岡地区水道企業団 総務部財務課（担当：岸、出来）

電話 （092）552-1998

- ・その他内容に関すること

福岡地区水道企業団 施設部海水淡水化センター（担当：長谷川、永野）

電話 （092）608-6262

別紙「暴力団等関与」

以下の各号いずれかに該当する場合は、暴力団等関与とみなす。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、上記の第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。